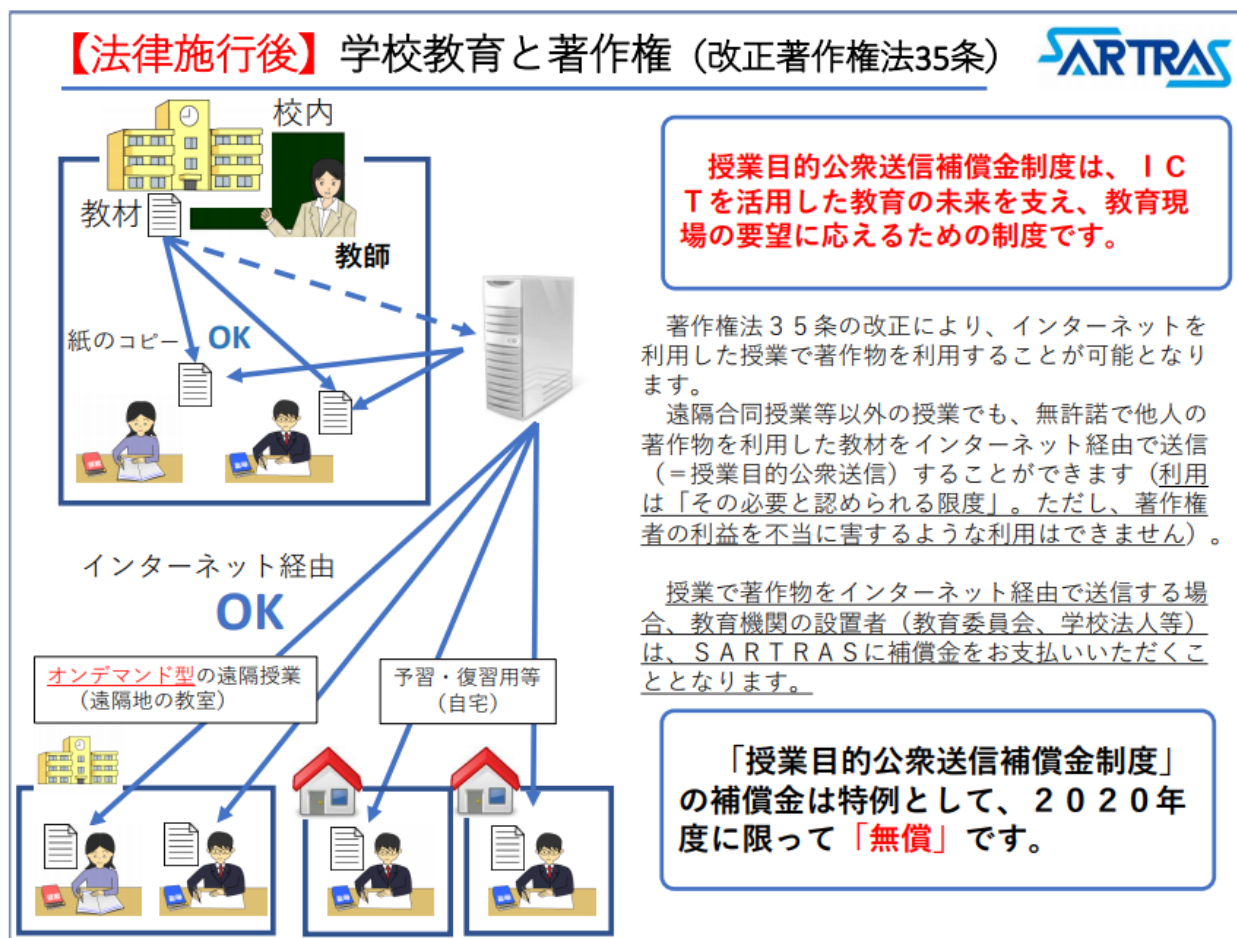


# 2020年度特例

## 「授業目的公衆送信補償金制度」施行

- 「今般の新型コロナウイルス感染症に伴う遠隔授業等のニーズに対応するため、平成30年の著作権法改正で創設された「授業目的公衆送信補償金制度」について、当初の予定を早め、令和2年4月28日から施行」(文化庁<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92169601.html>)



# 信州上田学Aにおける 「授業目的公衆送信補償金制度」活用の考え方

- ・ 著作物利用の留意事項を遵守
  - 「その必要と認められる限度」とする。
  - 「著作権者の利益を不当に害する」行為は行わない。
- ・ 学習に必要な部分をその都度紹介し、必要なら著作物を購入、または図書館等から借りるなどの方法で補完的に学んでもらう。
  - このような資料の紹介は著作物の有用性の周知、購入の動機付けにつながる。
  - 教育目的と著作権者の権益とのWIN・WINを模索。
  - 合意があればデジタルコモンズライブラリ(仮称)への無償公開を行う。( 金銭的利益のみではない著作権者が本来的に求める利益に応える。 )